

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

株式會社
高瀬組定款



會社
株式
高懸監安株

第一章 總則

第一條 當會社ハ株式會社高懸組ト稱ス

第二條 當會社ハ運送取扱業倉庫業及之ニ附帶スル一切ノ業務ヲ又當會社ト同一ノ業務ヲ目的トスル他ノ會社ニ出資スルヲ以テ目的トス

第三條 當會社ハ本店ヲ東京市ニ支店ヲ東京市神田區田代町及愛知縣西春井郡西枇杷島町ニ置キ必要ニ應ジ支店ヲ便宜ノ地ニ置ク但シ本店支店ノ位置ハ取締役會ノ決議ニ因ル

第四條 當會社ノ存立期間ヲ成立ノ日ヨリ滿參拾ヶ年トス但シ株主總會ノ決議ニヨリ此期間ヲ伸縮スルコトヲ得

第五條 當會社ハ公告ヲ株式會社高懸組ノ店頭ニ揭示ス

第二章 株式

第六條 當會社ノ資本金ハ金拾五萬圓トシ之レヲ參千株ニ分テ壹株

ノ金額ヲ金五拾圓トス

第七條 當會社ノ株券ハ記名式ニシテ壹株券五株券拾株券五拾株券ノ四種トス

第八條 當會社ノ株金拂込ハ壹株ニ付金五拾圓トシ一時ニ拂込ムモノトス

第九條 株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ拂込期日ノ翌日ヨリ拂込當日迄金壹百圓ニ付壹日金四錢ノ延滞利息ヲ支拂ヒ且其延滞ノ爲メ生ジタル他ノ損害アレバ併セテ之レヲ負擔スルモノトス

第十條 株式ヲ賣買讓渡シタルトキハ當會社所定ノ書式ニ双方運署シ其株券ヲ添へ各義書換ヲ請求スベシ

但シ遺産相続其他適法ノ原因ニヨリ株式ヲ取得シタル者ハ其事實ヲ證スル書類ヲ提出シテ各義書換ヲ請求スベシ

第十一條 當會社ノ株式ハ取締役會ノ承諾ナクシテ之レヲ他ニ讓渡ス

ルコトヲ得ズ

第十二條 株券ノ毀損滅失分合ノ爲メ引替又ハ再交付ヲ請求スル者ハ保證人二人以上ノ連署ヲ以テ當會社所定ノ書式ニ據リ之レヲ爲スベシ

但シ再交付ノ場合ハ請求者ノ費用ヲ以テ參日以上其旨公示シ其最終ノ日ヨリ參拾日ヲ經タル後他ヨリ故障ノ申出ナキトキニ限り新株券ヲ交付スルモノトス

第十三條 株券ノ各義書換ハ壹通ニ付金拾錢新株券交付ノ手数料ハ壹通ニ付金參拾錢トス

第十四條 株主ハ其住所氏名及印鑑ヲ當會社ニ届出ベシ其變更ノ場合又同ジ外國ニ居住スル者ハ帝國内ニ代理人ヲ定メ豫メ其住所氏各印鑑ヲ届出ベシ

但シ前項ノ場合ニ於テ株主が届出ヲ爲サザルニ因リ生ジタル一切

ノ損害ニ付テハ當會社其責ニ任ゼズ

第十五條 當會社株式ハ毎計算最終ノ翌日ヨリ定時株主總會終了ノ翌日迄株主名義書換ヲ停止スルコトヲ得

臨時株主總會招集ノ場合ニアリテハ其通知ヲ發シタル日ヨリ其總會終了ノ翌日迄トス

第三章 株式總會

第十六條 當會社ノ定時總會ハ每期決算終了後年壹回之ヲ開キ臨時總會ハ必要ニ應ジ之ヲ開ク 總會ニ於テハ豫メ株主ニ通知シタル事項ノ外他議ニ涉ルコトヲ得ズ

第十七條 總會ニ於テハ社長ヲ以テ議長トナシ社長事故アルトキハ他ノ取締役之ニ任ズ

第十八條 總會ニ於ケル株主ノ議決權ハ壹株毎ニ壹個トス

第十九條 總會ノ議事ハ總株主ノ半数ニシテ總株金半額以上ニ當ル株

主出席シ其議權ノ過半数ニ依テ決議ヲナスモノトス若シ相半バ
スルトキハ議長之ヲ決ス

但シ議長ノ議決權ハ之ガタメ妨ゲラルコトナシ

第二十條 株主ハ當會社ノ株主中ヨリ代理人ヲ選ビ其議決權ヲ行フコトヲ得

第二十一條 總會ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ決議録ニ登載シ議長並ニ
監査役ノ内資各之ニ署名シ當會社ニ保存スルモノトス

第四章 役員

第二十二條 當會社ハ取締役五名以内監査役參名以内ヲ置ク

第二十三條 取締役ハ五拾株以上監査役ハ參拾株以上當會社ノ株式ヲ所
有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第二十四條 取締役ノ任期ハ滿參ヶ年監査役ノ任期ハ滿貳ヶ年トス
但シ滿了期ニ於ケル該營業ノ定時總會終了ニ至ルマデ任期ヲ伸長

スルモノトス

第二十五條 取締役又ハ監査役中缺員ヲ生ジタルトキハ臨時株主總會ニ

於テ補缺選舉ヲ行ヒ後任者ノ任期ハ前任者ノ殘期トス

但シ法定ノ員數ヲ缺カズ其業務ノ執行ニ差支ナキトキハ任期最終

ノ年度ノ定時總會迄之ヲ延期スルコトヲ得

第二十六條 取締役ハ互選ヲ以テ社長壹名專務取締役常務取締役兼名以

内ヲ選任ス

第二十七條 社長及專務取締役常務取締役ハ當會社ヲ代表シ社務ヲ統理

ス

第二十八條 取締役ハ其所有ノ株式五十株ヲ監査役ニ供托スベシ

第二十九條 取締役ハ其決議ニヨリ支配人相談役又ハ顧問ヲ置クコトヲ

得

第五章 計算

第三十條 當會社ノ營業年度ヲ毎年五月壹日ヨリ翌年四月參拾日迄ト

シ年壹回ノ計算トス

第三十一條 當會社ノ計算ハ每營業期總收入金ノ内ヨリ諸稅及營業一切

ノ總費並ニ損失ヲ控除シ其殘額ヲ純益金トシ株主總會ノ決議ヲ經

テ之ヲ左ノ如ク處分ス

法定積立金 利益ノ百分ノ五以下

資本銷却金 若干

従業員退職手續立金 全

従業員傷疾病手續 全

従業員賞與金 全

別途積立金 全

株主配當金 全

後期繰越金 全

第三十二條 毎期利益金ノ配當ハ該營業期末日現在ノ株主ニ對シ之レヲ
ナス

但シ其支拂開始ノ日ヨリ滿參ケ年間ヲ經過スルモ之ガ請求ヲナサ
ザルトキハ其支拂ヲ停止シ會社ノ所得トス

第六章 附則

第三十三條 従業員退職手當支給定率ハ取締役會ニ於テ之ヲ定ム

第三十四條 會社ハ合資會社高瀬組ノ不動産營業權其他一切ヲ金貳拾

貳萬參千圓也ヲ以テ買收シ其營業ヲ承継スルモノトス

第三十五條 本定款ニ明文ナキモハ凡テ法律命令ノ規定ニ據ルモノト

ス

